

# 投票日まで投票（期日前投票）される方へ

衆議院議員総選挙の投票日当日（10月31日）に仕事や買い物、レジャーなどの予定があり、投票所へ行くことができない方は、**期日前投票**を行うことができます。

期日前投票には「**期日前投票宣誓書**」を提出していただく必要があります。期日前投票宣誓書は、ご自宅にお届けしたはがき（投票所入場券）の見開き右面に印刷（記入例参照）しています。

ご自宅などであらかじめ記入して期日前投票所へ持参いただくと投票受付の手続きが早く済みます。

## 【記入例】

### 期 日 前 投 票 宣 誓 書

私は、令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記の事由に該当する見込みです。以上、事実と相違ないことを誓います。

令和3年10月 ●●日	電話	672-3301	
ふりがな	あさご たろう	性別	明治
氏名	朝来 太郎	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ <input type="radio"/> 女	生年月日 大正 <input checked="" type="radio"/> 昭和 平成
現住所	朝来市和田山町東谷213番地1		

〔期日前投票事由〕 次のアからエのいずれかに○を付してください。

<input checked="" type="radio"/> ア	仕事（家事、学業、地域行事、冠婚葬祭等を含む）に従事
イ	上記以外の用事（旅行、買物、レジャー等）により、投票区の区域外に外出・滞在
ウ	病気、負傷、出産、身体障害等により、歩行困難
エ	住所移転により、朝来市以外の市区町村に居住
オ	天災又は悪天候により、投票所に到着困難

※投票所入場券は10月20日以降に郵便でお届けしますが、**配達前や入場券を紛失してしまった場合でも**選挙人名簿に登録されている人であれば**投票できます**。投票所受付で申し出ていただき、備え付けの期日前投票宣誓書を記入いただきます。